



鶴岡市教育委員会 Tsuruoka Board of
Education



『部活動改革について』 休日の地域移行に向けた取り組み

鶴岡市教育委員会 学校教育課 指導係

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

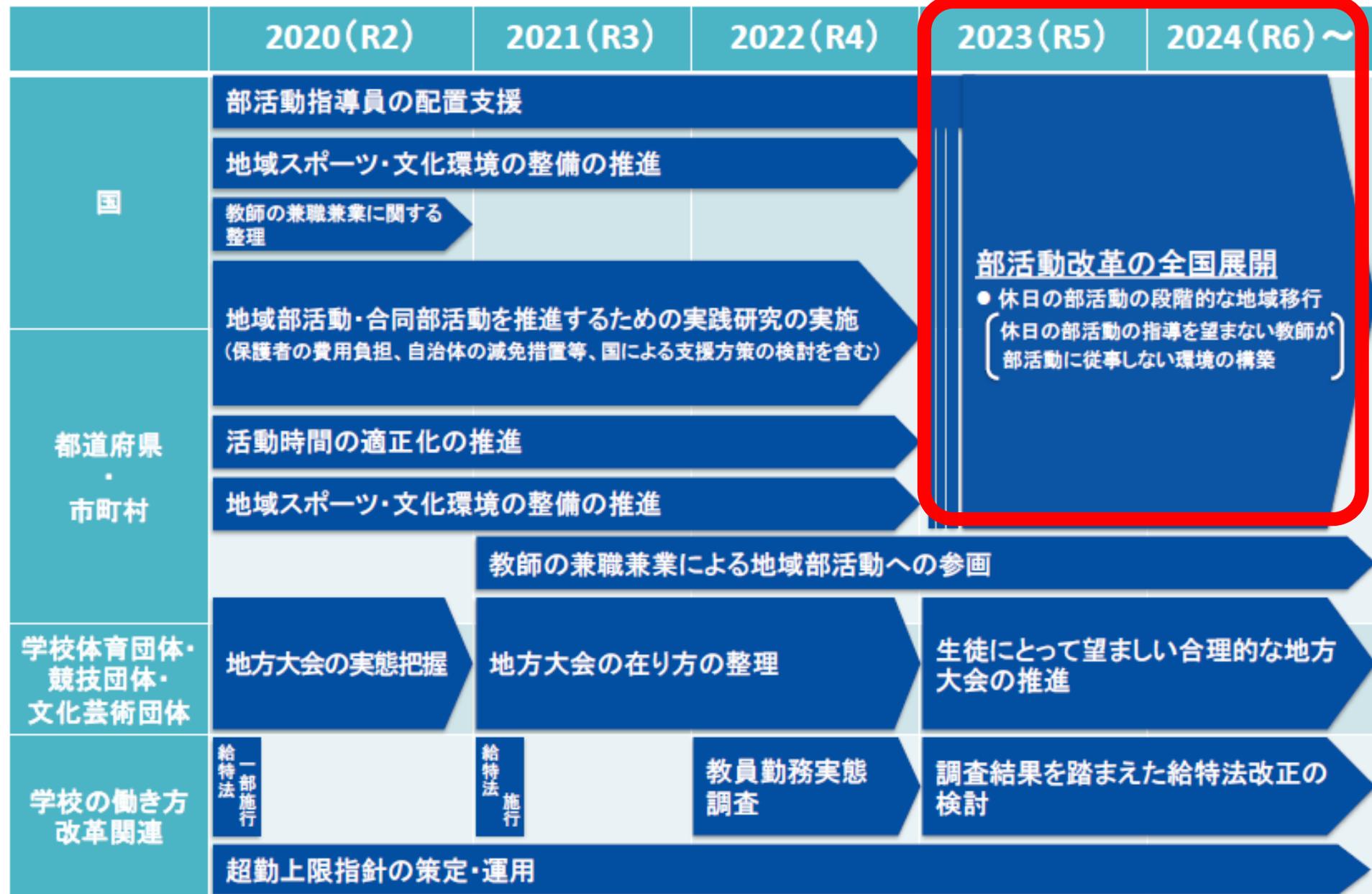
- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるI C T活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。



学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール



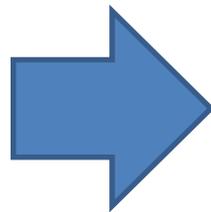
持続可能な活動体制の構築

「〇〇先生」の異動により〇〇部を
教えられる先生がいなくなった」

「〇〇部」に入りたかったのに生徒が
減ったので〇〇部が廃部となった」

...

学校単位



地域単位

限界



国の方針を踏まえ、本市として・・・



鶴岡市における運動・文化部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会開催

①令和3年9月

②令和4年3月

○参集範囲

市中学校長会長、田川中体連会長、田川中文連会長、
スポーツ推進委員会会長、総合型地域スポーツクラブ会長、
クラブマネージャー、市体協会長、市芸文連会長、
PTA連合会会長、学識有識者 など



大きな2つの方針について提言

- ①学校教員の指導の下に行われる部活動は月曜～金曜までの平日のみとし、休日は活動を行わないこと
- ②休日に活動を行う必要があるか、もし実施するのであればどのような体制で活動をしていくかについて、各部活動単位で、それぞれの部の実態に合わせ、今年度中に検討していくこと



パターン1【総合型地域スポーツクラブでの活動】

- ・鶴岡市市民健康SC
- ・稲穂ファミリーSC
- ・たかだてSC
- ・デポルターレSC
- ・ふじしまSC
- ・はぐろSC
- ・あさひSC
- ・くしびきSC
- ・あつみSCネクサス

○既存の組織での活動

人員や財源、事務的な労力等いろいろな角度から検討し、移行が可能かどうか慎重に判断。

○新規での立ち上げ

現在9つであるが今後新たに立ち上がる情報なし。
新規で立ち上げる場合はスポーツ課(25-8131)SC担当まで連絡。



パターン2【スポーツ少年団での活動】

- ・現在35単位団が中学生以上の団員受け入れ中
- ・さらに114単位団が鶴岡市スポーツ少年団として登録

○既存の組織での活動

人員や財源、事務的な労力等いろいろな角度から検討し、移行が可能かどうか慎重に判断。

○新規での立ち上げ

新規で立ち上げる場合は、スポーツ少年団の理念を学んだ有資格者2名以上必要。スタート時に10人以上の団員がいることなどが条件
スポーツ課(25-8131)スポ少担当まで連絡。



パターン3【保護者会クラブでの活動】

- ・中学校保護者会スポーツクラブ登録申請書
 - ・会則及び規約
 - ・部員名簿
- 鶴岡市教育委員会へ提出

許可を受けて

- 市の施設の会場使用料の全額と、設備使用料の2分の1の額を免除する
- スクールバスについては、関係部局と検討中
- 文化部活動も同様とする

移行期間の救済的な措置



段階的な土日の地域移行に向けた本市の具体的な方法について

教員がパターン1、パターン2及びパターン3の指導者として本人が希望し（また、協会や地域からの推薦や依頼があり）、登録する場合は、住んでいる地域（中学校区を原則とする）の総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、保護者会クラブの指導者として登録することを可とする。（※特にパターン3において、教員が住んでいる地域ではない勤務校の保護者会クラブの指導者として、部活動に引き続き、土日の活動を指導することは原則しないこととする。）



パターン4【民間クラブでの活動】

- ・庄内FC ・庄内ボーイズ ・サルバトーレ
 - ・サンフラップFC ・モンテjr ・キャロル ・FC宮城
 - ・クライミング ・空手 ・ダンス ・躰道
 - ・チアダンス ・バレエ ・藤ボクシング
 - ・鶴岡ソフトボールアカデミー ・スイミング
- などなど

民間クラブについては、年々増加傾向にある。部活動兼務するなど保護者や生徒のニーズも多様化している。



教員がパターン4の指導者として本人
が希望して(また、クラブからの推薦
や依頼があり)登録する場合(報酬を
得る等)は、**兼職兼業届を教育委員
会に提出し、許可を得ること。**

パターン5【合同部活動での活動】

- ・アーチェリーモデル(小真木原を拠点)
- ・剣道(田川剣道連盟の協力のもと、部活動指導員を配置し、合同部活動実施)
- ・個人種目や、文化部での合同部活動検討

タクト鶴岡(現在、中学校の部活動利用は1/2減免(冷暖房費除く))、また鶴岡市中央公民館の市民ホール(中学校部活動利用は全額減免)、庄内国際村国際ホール(市教委から申請した場合、全額免除)等を活用し、合同部活動が可能かどうか検討

令和4年度以降、各学校においては、**地域の実態や現状に合わせて、土日の部活動の地域移行について検討を開始する。**令和5年度以降、パターン1～パターン5に当てはまらない場合は、「土日の活動をしない」ことを原則とする。

今後のスケジュールについて

令和4年4月～
令和5年3月

(5月～6月にかけて)

- ・保護者や外部指導者が集う部活動連絡協議会(仮称)を実施し、各学校の実態に応じた部活動の休日の地域移行について説明を行う。
- ・新人前にも実施することが望ましい。
- ・説明後、各部活動で情報を共有する。

(6月～3月)

- ・それぞれの部活動において、パターン1～パターン5を参考として、休日の地域移行が可能かどうか、検討していくための話し合いの場を設ける。
- ・可能な部活動から、地域移行を進める。

- 学校は、地域移行に向けたスケジュールを保護者や地域住民に対して示していくことが望ましい。
- 市教育委員会は、市体育協会加盟の競技団体を招集し、地域移行についての説明と、それに関わる協力を仰ぐ。

令和5年4月 地域の実態に応じた学校と地域の協働・融合した部活動の実現

中体連、全中の参加資格の緩和案示す 地域クラブも全中出場可能へ、23年から実施予定

日本中学校体育連盟（中体連）は29日、スポーツ庁の運動部活動改革に関する検討会議で、全国中学校体育大会（全中）に総合型地域スポーツクラブなど民間団体の所属で選手が出場できるように参加資格を緩和する案を示した。学校単位でなくても参加が可能となり、2023年度から実施する見通し。

少子化や教員の負担軽減を踏まえた運動部活動の民間移行に向け、参加形態を広げる。特例に新たな項目を加え、各都道府県中体連に

加盟することなどを条件に挙げた。参加条件や運営方法などの詳細について調整を進め、6月の中体連理事会で正式決定する。現在は加盟校単位が原則。

全中で個人種目で認めている外部指導者の引率に関し、23年度から団体種目にも広げる方針を明らかにした。自治体によっては外部指導者の引率を認めていない実態があり、協議を進める。（共同）

